

# 動橋川漁業協同組合（内共3号） 動橋川

## 1. 遊漁についての制限の範囲

### (1) 漁具漁法の制限

たも網：網口径30センチメートル以下

あゆについて6月16日以降の組合が定めて公表する日から7日間は手釣又は竿釣以外の漁具漁法を使用してあゆを採捕してはならない。

### (2) 遊漁期間

魚種	期間	魚種	全長	魚種	全長
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで	こい及びふな	6月1日から翌年4月30日まで	てながえび	9月1日から翌年5月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで	うなぎ	4月1日から11月30日まで	かじか	6月1日から12月31日まで
さくらます	3月1日以降の組合が定めて公表する日から8月31日まで	ぬまちちぶ	10月1日から翌年4月30日まで		

表の右欄に掲げる公表は、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (3) 禁止区域及び期間

区域	期間
動橋川梶井橋下流端から冠橋上流端までの間の区域	9月20日から10月31日まで

### (4) 全長の制限

魚種	全長	魚種	全長	魚種	全長
あゆ	5センチメートル	ふな	6センチメートル	てながえび	3センチメートル
やまめ、いわな及びさくらます	15センチメートル	うなぎ	30センチメートル	かじか	5センチメートル
こい	20センチメートル	ぬまちちぶ	3センチメートル		

# 動橋川漁業協同組合（内共3号） 動橋川

## 2. 遊漁料の額及びその納付の方法

組合事務所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ600円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	手釣及び竿釣	1日	1,500円
いわな、やまめ（さくらます含む）、 こい、ふな、うなぎ、ぬまちちぶ及び てながえび	竿釣	1日	1,500円
		1年	5,000円
かじか	竿釣及びたも網	1年	5,000円
あゆ、ぬまちちぶ及びてながえび	流し網、投網及 びたも網	1年	10,000円
いわな、やまめ（さくらますを含む）、 こい、ふな及びうなぎ	流し網及び投網		

2 次表の左欄の者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象	遊漁料
学齢に達しない幼児又は小学生	無料
中学生又は障害者手帳保持者	1,500円（1年）

## 3. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

動橋川梶井橋下流端から冠橋上流端までの間の区域